

第 175 回保団連四国ブロック会議決議

異常な物価高騰と長年にわたる診療報酬抑制政策は地域医療の現場を深刻な経営危機に陥れ、地域医療体制を崩壊の危機に晒している。本来、国が責任を持って医療機関を支援し、国民の健康と受療権を最優先で保障すべきである。

しかし政府は去る 5 月 29 日、高額療養費の上限額引き上げ、OTC 類似薬の自己負担増など、さらなる患者負担増を強いる「健康保険法等の一部を改正する法律案」を通常国会で強行成立させた。窓口負担増の説明に加え医療機関にとっては薬剤費の 4 分の 1 を求めるかどうかの判定業務が極めて複雑化し、レセプト業務も煩雑となる。国旗損壊罪の新設や副首都構想、皇室典範改正など、物価高にあえぐ国民生活から著しく乖離した議論を暴走させた結果、政権の支持率は低下し始めた。さらに 2027 年 4 月から 2 年間の限定で食料品の消費税を 1 % にする基本方針を閣議決定した。秋の臨時国会で関連法案の成立を目指すとしたが財源を明言しないままの決定に国際機関や市場の評価は厳しく、政府の為替介入にもかかわらず円安の進行は止まらず結果として減税効果が相殺されるリスクが増している。

最も看過できない重大な事態は、高市総理が 8 月 6 日の広島原爆慰霊祭後の記者会見において、年末の安保 3 文書（防衛 3 法）の改定を念頭に、国是である非核三原則の「将来にわたる堅持」の明言を避け、その見直しを示唆したことである。非核三原則を「邪魔」とみなすような平和主義の破壊と軍事大国化への暴走は、唯一の戦争被爆国としての歩みを全否定し、日本を再び核戦争の惨禍へ巻き込む極めて危険な暴挙と言わざるを得ない。

国民の生命と健康を守る立場にある私たち医師・歯科医師・医療従事者は、この生命を脅かす戦争への歩みを絶対に容認することはできない。防衛 3 法の見直しや非核三原則の形骸化を狙う高市政権の企てに対し、私たちは今から、地域住民や患者とともに「これを決して許さない戦い」を四国の地から断固として開始する。

秋の臨時国会では食料品の消費税減税、議員定数の削減、防衛三法見直しなどが議論される予定である。保険医の生活と権利、そして国民の生命と平和な未来を守るため、診療報酬の抜本的な改善と患者負担増の中止、そして非核三原則の厳守を強く求め、ここに決議する。

2026 年 8 月 30 日

第 175 回保団連四国ブロック会議参加者一同

徳島県保険医協会

香川県保険医協会

愛媛県保険医協会

高知保険医協会